

生活交通確保維持改善計画（地域内フィーダー系統確保維持計画を含む）【案】

令和3年6月17日

稚内市地域公共交通活性化協議会
(名称) 会長 川野忠司

生活交通確保維持改善計画の名称

稚内市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

稚内市では車社会の進展や少子化による通学需要の低下などを要因とし、バスをはじめとする公共交通の利用者は年々減少を続けていることから、平成31年3月に「稚内市地域公共交通網形成計画」を策定し、まちづくりと一体となった持続可能な交通ネットワークの構築に向け取り組みを進めているところである。

「天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシー」は、長大バス路線である天北線のルートをも、より収益性の高い宗谷岬経由へと変更したことに伴う交通手段の確保として導入され、令和2年3月をもって路線バスが廃止されたことに伴い、通院や通学、更に高齢者の買い物利用など、生活に欠かせない市街地をつなぐ唯一の交通サービスとなる。

このため、地域公共交通確保維持事業を活用し、「天北地区、恵北・増幌地区」において地域間幹線との接続として乗合タクシーを運行し、利用者数の増加と共に、収支率の改善などを図り、今後も地域住民の足を確保していくことを目的とする。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

指標	現状		目標
地域公共交通の確保・維持に向け、安定した利用者数の確保及び収支率の向上を目指す。	【R2年4月～R3年3月数値】 ○利用者数～平均629人/月	⇒	○利用者数～平均630人/月以上 (利用者数の維持・向上を目指す)
	【R1年10月～R2年9月】 ※令和2年度数値 ○収支率7.04%	⇒	○収支率10%以上 (収支率の向上を目指す)

(2) 事業の効果

路線バスの代替輸送手段として、デマンド型で効率性と利便性の向上を目指し、天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシーを運行。当該地域は、高齢化率が高く、特に自ら運転することが難しい地域住民にとって必要不可欠な生活交通路線として、買物・通院をはじめとして外出機会の創出など地域コミュニティの維持につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・運行にかかる地域のニーズや課題を把握するとともに、利便性の向上と利用者の新規開拓に努める。(稚内市)
- ・利用を呼びかけるリーフレットの配布。(稚内市)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

(1) 運行系統及び運行区域

運行系統	運行区域
天北地区、恵北・増幌地区 乗合タクシー	沼川・川西・曙・川南・豊別・天興・曲渚・樺岡・上声間・開進（以上、天北地区）、恵北・増幌地区の全域を対象とし、対象地区と稚内市街地を結ぶ系統。（対象地区面積：約254平方km）

(2) 事業の概要

概要	道路運送法第78条による市町村有償運送により実施。始発時刻を定め、事前の予約により運行経路を決定し自宅と目的地間を送迎するデマンド型運行の乗合タクシー形式で行う。
----	---

運行系統	運行区域
天北地区、恵北・増幌地区 乗合タクシー	<ul style="list-style-type: none"> 対象地区の各戸と、市街地の指定された停留所（潮見5丁目や稚内駅前バスターミナルなど）を結ぶ系統で、予約に応じて市街地行及び対象地区行を運行する。 系統内においては、路線バスの廃止に伴い、対象区域内におけるバス停を結ぶ便も運行する。 利用料金は対象地域を幾つかに区分し、距離に応じて設定する。
※補足事項	<ul style="list-style-type: none"> 稚内市が交付する高齢者バス乗車証所持者は、100円で利用できるものとする。 小学生及び身障者手帳所持者は半額とし、回数券・定期券を用意する。

(3) 運行予定者

- ・別添表1のとおり

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

- ・運行収入及び国庫補助金を運行経費から控除した額を稚内市が負担する

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

- ・稚内市

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

- ・活性化法法定協議会が補助対象事業者ではないため記載なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
・別添表5のとおり
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・路線バスの廃止に伴い路線の再編統合を行ったことにより、既存の車両では定員を超えることが予想されたため、新たに29人乗り車両を1台導入した。また、車両を大型化することにより、利用が多い時間帯においては、車内の空間を確保し、新型コロナウイルスの感染防止に資する。
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・利用者数～平均630人/月以上とする。(R2年4月～R3年3月数値：平均629人/月) ・収支率10%以上とする。(R1年10月～R2年9月：収支率7.04%)
(2) 事業の効果
・「天北地区、恵北・増幌地区乗合タクシー」を維持することにより、通学生の交通手段及び高齢者等の日常生活に必要な移動手段を確保し、外出支援の促進と地域活性化を図る。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。 ・購入予定の車両と既存車両と合わせた2台体制により、「市街地」と「天北地区、恵北・増幌地区」を双方向に配車することで、効率的な運行形態を構築する。
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
・別添の表6のとおり。
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
① 車両の代替による費用削減等の内容 ② 代替車両を活用した利用促進策
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標

※該当なし											
(2) 事業の効果											
※該当なし											
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】											
※該当なし											
20. 貨客混載の導入に要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】											
※該当なし											
21. 協議会の開催状況と主な議論											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催日</th> <th>乗合タクシーに関連する審議内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ■令和2年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年7月14日(火)開催】 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保改善事業に係る事業評価(自己評価)に対する二次評価結果について ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について </td> </tr> <tr> <td> ■令和2年度第2回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年12月25日(水)開催】 (書面開催) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について (1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (2) 平成30年度公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業) </td> </tr> <tr> <td> ■令和2年度第3回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年3月25日(木)開催】 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会予算(案)について </td> </tr> <tr> <td> ■令和3年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年6月17日(木)開催】 (書面開催) </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について </td> </tr> </tbody> </table>		開催日	乗合タクシーに関連する審議内容	■令和2年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年7月14日(火)開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保改善事業に係る事業評価(自己評価)に対する二次評価結果について ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 	■令和2年度第2回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年12月25日(水)開催】 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について (1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (2) 平成30年度公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業) 	■令和2年度第3回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年3月25日(木)開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会予算(案)について 	■令和3年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年6月17日(木)開催】 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について
開催日	乗合タクシーに関連する審議内容										
■令和2年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年7月14日(火)開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保改善事業に係る事業評価(自己評価)に対する二次評価結果について ・令和3年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 										
■令和2年度第2回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和2年12月25日(水)開催】 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について (1) 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金 (2) 平成30年度公共交通バリア解消促進等事業(バリアフリー化設備等整備事業) 										
■令和2年度第3回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年3月25日(木)開催】	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会事業計画(案)について ・令和3年度 稚内市地域公共交通活性化協議会予算(案)について 										
■令和3年度第1回 稚内市地域公共交通活性化協議会 【令和3年6月17日(木)開催】 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度地域内フィーダー系統確保維持計画(案)について 										
22. 利用者等の意見の反映状況											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>利用者等の意見</th> <th>反映状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ・運行時刻等に対する意見・要望があった。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤの見直しを行った。 ・利用実態等を把握するとともに、引き続き、利便性の向上と持続可能な交通サービスの確保に向けた調整・検討を進める。 </td> </tr> </tbody> </table>		利用者等の意見	反映状況	・運行時刻等に対する意見・要望があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤの見直しを行った。 ・利用実態等を把握するとともに、引き続き、利便性の向上と持続可能な交通サービスの確保に向けた調整・検討を進める。 						
利用者等の意見	反映状況										
・運行時刻等に対する意見・要望があった。	<ul style="list-style-type: none"> ・運行ダイヤの見直しを行った。 ・利用実態等を把握するとともに、引き続き、利便性の向上と持続可能な交通サービスの確保に向けた調整・検討を進める。 										

23. 協議会メンバーの構成員	
区 分	所 属
計画作成市	稚内市
公共交通事業者	宗谷バス株式会社
	ハートランドフェリー株式会社
	北都ハイヤー株式会社
	稚内日の丸交通株式会社
	北海道旅客鉄道株式会社
道路管理者	稚内開発建設部
	宗谷総合振興局稚内建設管理部
	稚内市建設産業部（土木課）
都道府県警察	稚内警察署
公共交通利用者	天北地区まちづくり委員会
	恵北・増幌地区まちづくり委員会
	宗谷地区連合町内会
	更喜苫内町内会
	抜海町内会
	上勇知町内会
学識経験者	稚内北星学園大学
関係機関	北海道運輸局旭川運輸支局
	東京航空局稚内空港事務所
	宗谷総合振興局地域創生部
	私鉄総連北海道地方労働組合宗谷バス支部
	稚内商工会議所
	稚内観光協会
	稚内市企画総務部（企画調整課）
	稚内市建設産業部（水産商工課・物流港湾課・観光交流課・都市整備課）
	稚内市生活福祉部（長寿あんしん課）
	稚内市教育委員会（学校教育課）

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）稚内市中央3丁目13-15

（所 属）稚内市環境水道部生活衛生課

（氏 名）田中昌明

（電 話）0162-23-6413

（e-mail）seikatsu@city.wakkanai.lg.jp

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域内フィーダー系統)

令和4年度

市区町村	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)			
			起点	経由地 営業区域	終点					運行態様 の別	基準口で 該当する 要件	接続する補助対象 地域間幹線系統等 との接続確保策	基準二で該当 する要件 (別表7のみ)
稚内市	稚内市	(1)天北地区、恵北・増幌地区	天北地区、恵北・増幌地区各戸	天北地区、恵北・増幌地区各戸	稚内駅前ターミナル	往 km	365 日	3,650.0 回		区域運行	①・②(1)	地域間交通ネットワーク 天北宗谷岬線の宗谷バス 各停留所及びJRと接続	③
			復 km	復 km									
						往 km	日	回					
						復 km	日	回					
						往 km	日	回					
			復 km	日	回								

(注)

1. 区域運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記することとし、「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載する。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行の別を記載すること。
5. 「接続する補助対象地域間幹線系統等と接続確保策」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークと、どのように接続を確保するかについて記載する。
6. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市町村名	稚内市
------	-----

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	6,836
交通不便地域	33,584

交通不便地域の内訳

人口	対象地区	根拠法
33,584	市全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
稚内市地域公共交通網形成計画	平成31年3月27日	令和元年度

(※参考)

対象人口	算定式	国庫補助上限額
33,584	$33584人 \times \times + 万円 = 0千円$	0千円

(※) 省略可。

協議会において承認を得る必要があるなど、自治体の必要性に応じて記載可。

なお、記載する場合の適用算定式においては、直近の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の算定式をご活用ください。

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
稚内市	稚内市	1	(1) 天北地区、恵北増幌地区	小型車両			29	R2.6			リース
		2	()								
		3	()								
		4	()								
		5	()								

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。